

せいり ばんごう 整理番号	12-3-6	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぐい 分類	ぜいきん ねんきん ほけん 税金・年金・保険		
こう ぐく 項目	にほんのねんきんせいど 日本の年金制度		
ない よう 内容	せいどてき むねんきんしゃ しえん ふくし きゅうふきん 制度的無年金者への支援(福祉給付金)		

1 想定される質問の背景

- 以前の国民年金制度のもとで、年金に加入できずに障害者または高齢者となった。

2 基本的な質問と回答

相談者 制度的な無年金者への支援はありますか？

回答者 制度的無年金者への救済措置として、神奈川県と県内市町村は福祉給付金制度を創設し、制度的無年金者である外国人の高齢者と心身障害者に手当を支給しています。

相談者 外国人高齢者への手当の支給要件と金額を教えてください。

回答者 対象者は、1926(大正15)年4月1日以前の生まれで、国籍要件や居住要件などにより国民年金などの公的年金を受給することができない外国人の方が対象で、給付金額は2006(平成18)年現在で月額21,500円(横浜市・川崎市)・20,000円(その他市町村)です。詳しくは市区町村の高齢者所管課にお問い合わせください。

⇒ 市区町村 13-5-1へ

相談者 外国人障害者への手当の支給要件と金額を教えてください。

回答者 次のいずれかに該当する国民年金などの公的年金の受給要件を制度上満たすことができな方が対象となります。

①1982(昭和57)年1月1日に20歳に達しておりかつ障害者であった在日外国人

②1982(昭和57)年1月1日に35歳に達していて、同日から1986(昭和61)年3月31日まで

の間に障害者になった在日外国人

障害の程度の要件は次のとおりです。

重度：身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1級

中度：身体障害者手帳3級、療育手帳B1または精神障害者保健福祉手帳2級

給付金額は、2006(平成18)年現在で重度が月額43,500円(横浜市)・44,500円(川崎

市)・38,000円(その他市町村)、中度が月額31,500円(横浜市)・32,500円(川崎市)・

26,000円(その他市町村)です。詳しくは市区町村の障害福祉所管課にお問い合わせく

ださい。

4 基礎知識

国民年金制度と外国人

日本では現在は20～60歳の方は国籍に関係なく、すべて国民年金に加入しなければなりません。しかし、従来は外国人の加入が認められておらず、1982(昭和57)年より外国人も加入できるようになりましたが、その時点で35歳以上の外国人の加入は認められませんでした。その後、1986(昭和61)年に改正されましたが、その時点で60歳以上の外国人の加入が認められませんでした。その結果、在日韓国・朝鮮人一世などの人が制度的無年金者となりました。